

村指定文化財「浅間神社」「三嶋神社」 保存修復作業が完了しました

問 生涯学習課(文化会館) ☎0475(32)5100

村指定文化財等保存事業補助金を活用し、浅間神社(金田地区)と三嶋神社(下村地区)の保存修復作業が完了しました。

浅間神社

神社本殿は、明治元年に宮づくりの匠「猫鉄」^{ねこてつ}が建築したと伝わり、屋根が上から下へ前面に向けて流れるように優美な曲線を描いて庇の位置まで伸びる「一間社流造」^{いつけんしゃながれづくり}の組木を一つ一つ解体し、当時の細工を再現。また、昭和期に葺き替えられ緑青色になった銅板屋根や大棟、色彩豊かな装飾品など可能な限り元の部材を活用し、総ケヤキ造りで修復されました。

村では、貴重な文化財である元の本殿で使用された部材の一部を展示公開します。

匠の技をぜひご覧ください。(入場無料)

と き 8月15日(金)～17日(日)

午前9時～午後4時

ところ 文化会館 1階 会議室



本遷座祭／御霊を本殿に戻す祭礼



奉祝祭／完成した本殿

三嶋神社

老朽化により腐朽破損した本殿の墓股^{かえるまた}、飛燕垂木^{ひえんだるき}、斗組^{とぐみ}、柱などの修復、補修を行いました。

「想いをつなげる本棚」本の寄贈にご協力ください

問 社会福祉協議会(福祉センター) ☎0475(32)3391

ながいきMURA座談会では“いくつになっても長生村で安心して今の生活を続けていくためには地域で(今、私に)何ができるのか”を話し合っています。

座談会では“小さな本棚から繋がる新しいコミュニティのかたち”の取り組みとなる、本棚プロジェクト「想いをつなげる本棚」を4月よりスタートさせました。

想いをつなげる本棚は、思い出があって手放せない、誰かに読んでもらえたらうれしい、そんな本を寄贈していただき、あなたのメッセージを添えて、必要としている誰かへ届けるための本棚です。本棚にある本は、いつでもどなたでも無償でお持ち帰りできますので、ぜひご利用ください。



設置している本棚

寄贈本の受付日 8月20日(水)、9月20日(土) 午前8時30分～午後0時30分

受付・本棚設置場所 交流センター1階ロビー ※受付日に持参できない人は、社会福祉協議会で受け付けます。

マイナンバーカードに関する手続きは予約制です

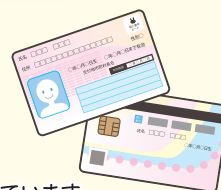


以下のマイナンバーカードに関する手続きは、待ち時間短縮のため予約制としています。

住民課 ☎0475(32)2115 にご連絡のうえ、日時を予約してください。

●マイナンバーカードの交付 ●電子証明書の更新 ●暗証番号の再設定・変更

※予約なしで窓口にお越しになった場合は、日時を予約のうえ後日改めてお越しになるようお願いしています。



Jアラート 全国一斉緊急情報伝達試験

問 総務課 ☎0475 (32) 2111

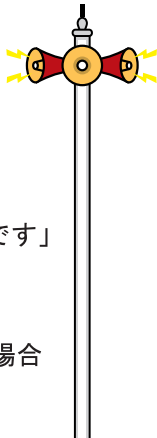
地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験が全国一斉に行われます。

実施日時 8月20日(水) 午前11時

試験放送内容

- ①上りチャイム音
- ②「これは、テストです」×3
- ③「こちらは、ぼうさいちょうせいです」
- ④下りチャイム音

※有事の際は、延期または中止となる場合があります。



傾聴ボランティア基礎講座 参加者募集

問 社会福祉協議会(福祉センター) ☎0475 (32) 3391

傾聴とは、話し手がどのような気持ちで話しているのか、理解しようとする積極的な姿勢で話を聴くことです。傾聴の基本を学び、日常生活やボランティア活動などに役立ててみませんか。

と き 8月26日(火)、9月2日(火)の2日間
午後1時30分～午後4時

ところ 福祉センター 2階 教養室

定 員 20人(要電話申込)

参加費 無料

持ち物 筆記用具

申込期限 8月20日(水)

申込み・問合せ

社会福祉協議会 ☎0475 (32) 3391



戸籍に氏名のフリガナが記載されます

問 住民課 ☎0475 (32) 2115

戸籍法が改正され、令和7年5月26日から戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍に氏名のフリガナが記載され公的に証明されることになりました。

※本籍地の自治体より戸籍に記載されるフリガナが正しいかどうか確認するための通知(ハガキ)が届きます。



通知が届いたら...

- 通知されたフリガナを確認してください
- 誤っている場合は必ず本籍地に届出をしてください
- マイナポータルにてオンライン届出をすることもできます

長生村が本籍地の人については、8月下旬頃の通知を予定しています。

詳しくは法務省ホームページ
をご確認ください。▶▶



問合せ 法務省コールセンター ☎0570 (05) 0310 設置期間：令和8年5月26日まで(午前8時30分～午後5時15分)

各種証明書のコンビニ交付サービスの手数料を引き下げます

問 住民課 ☎0475 (32) 2115 税務課 ☎0475 (32) 2113

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の利用促進及び住民サービスの向上を図るため、交付手数料を右表のとおり引き下げます。

期 日 10月1日(水)より



証明書の種類	役場窓口交付 手数料	コンビニ交付 手数料
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書		
住民税課税証明書		
住民税非課税証明書		

※全国のコンビニで午前6時30分から午後11時まで休日にも利用することができるサービスです。

ご存じですか、児童扶養手当



問 子ども教育課(保健センター) ☎0475(32)2117

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活と安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

以下の要件に該当する18歳以後最初の3月31日まで(心身に一定の障がいのあるときは20歳未満)の児童を監護などしている母、父または養育者に支給されます。

ただし、申請者及び生計を同じくする扶養義務者の所得に応じて一定の支給制限があります。

要 件

- ① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童(事実婚とは、婚姻届を提出していない男女の間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することをいいます。)
- ⑨ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童



ただし、以下の①から③に該当する場合は、手当を受けることができません。

- ① 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所している、または里親に委託されているとき
- ③ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含み、政令で定める障がいの状態にある者を除く)に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき

手当を受給するためには、認定請求手続きが必要です。また、過去にさかのぼっての申請はできませんので、お早めに子ども教育課までお問い合わせください。

児童扶養手当の現況届を提出しましょう

児童扶養手当の受給資格者(支給停止の人を含む)は、毎年現況届の提出が必要です。

対象となる人に、7月下旬に個別に通知を郵送しています。

現況届を提出しないと手当を受給できなくなりますので、必ず8月29日(金)までに子ども教育課(保健センター)へ提出してください。

広告枠

一信頼と巧みな技術をもってお応えします一

藤美建装

一般住宅塗装 / リフォーム工事

お客様のご希望に添えるように細かく丁寧な工事を心掛けています

TEL 0470-87-9939 FAX 0470-87-9959

■千葉県いすみ市岬町桑田1508-2

いすみ市 藤美建装 🔍検索

信頼
と
実績

うちの子も **結婚** できました!

お気軽に
ご連絡
ください

結婚相談所ムスベル

マル適マークCMS取得 ムスベル株式会社

営業時間: 10時~19時 定休日: 第2・第4水曜日

043-312-3246

04-7193-8750

千葉県 千葉市中央区中央1-10-7 日進中央ビル3階

柏市 柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル3階

広告枠

交通災害共済 ～会員募集のお知らせ～

問 総務課 ☎0475 (32) 2111

交通災害共済は、年間700円の会費で交通事故にあった場合に見舞金を支払う住民相互の共済制度です。8月は一斉加入推進月間です。この機会にぜひご加入ください。

※お子さんはこども園、小・中学校で団体加入している場合がありますので、申し込み時にご確認ください。

加入できる人

- ・長生村に住んでいる人
- ・長生村に住んでいる人に扶養されている人で、
村外に住んでいる人(例：東京に下宿している学生など)

共済期間 9月1日(月)～令和8年8月31日(月)までの1年間

会 費 1人700円

申込み 8月1日(金)から総務課で随時受け付けています。



対象となる交通事故

日本国内で起こった車両(自動車・オートバイ・自転車等)による人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故 ※一部、物件事故も対象となります。

見舞金の額 【死亡】150万円

【傷害】等級により2万円から50万円まで

【身体障がい(1級または2級)】傷害見舞金のほかに50万円

【交通遺児】遺児1人につき10万円

災害情報をいち早く入手!

長生村 防災行政メール

防災行政情報をメール配信しています。
登録用メールアドレス宛てに空メールを送信して登録してください。

bousai.chosei-vil@raiden.ktaiwork.jp

長生村 防災アプリ

防災アプリ「HAZARDON (ハザードン)」をインストールしてご利用ください。

App Store からダウンロード
Google Play で手に入れよう

避難情報
発令

避難所
情報

ハザード
マップ

気象情報

県内
最安値

1枠1ヵ月
3,000円

長生村公式ホームページ 平均HPアクセス数 25,000件/月

バナー広告募集

会社のPR

イベント告知

商品の紹介

【申込み】長生村役場 総務課 ☎ 0475(32)2111 長生村 バナー

血液の安定的な確保のために献血にご協力をお願いします

問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800

輸血時の安全性を高めるため、400ml献血をお願いしています。400ml献血のできる年齢は、男性17～69歳、女性18～69歳です。(男女とも体重50kg以上の人)

ただし、65歳以上の献血については、献血される人の健康を考え、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります。

献血会場では、献血者が一時的に集中することを避けるために事前の予約を推奨しています。予約した人を優先して案内しますのでご理解、ご協力をお願いします。

と き 8月18日(月) 受付時間 午前9時30分～正午

ところ 保健センター

予約方法

- ① インターネットでの予約 ➡ 「ラブラッド」で検索
- ② アプリからの予約 ➡ 献血Web会員サービス「ラブラッド」をインストール
- ③ 電話での予約 ➡ 千葉県赤十字血液センター登録課
☎0120(892)760 (平日 午前9時～午後5時)



第32回「かむ子・のびる子・元気な子」料理コンクール作品募集



問 千葉県歯科衛生士会 ☎043(241)9903

外食の機会の増加や加工食品への依存の増加など食生活が多様化する中で、幼児期からの規則正しい食生活と丈夫な歯でゆっくりかむことへの習慣づくりを勧めるため、「かむ子・のびる子・元気な子」～健康かみかみ弁当～の作品を募集します。

応募資格 千葉県内に在住・在勤・在学している人

応募方法 応募用紙に献立(2人分)を記入し、自分で作ったお弁当の写真を添えて応募してください。

※1人で何点でも応募できます。ただし、未発表のものに限ります。

※応募の詳細は、千葉県歯科衛生士会ホームページをご覧ください。

応募締切 9月10日(水) ※当日消印有効

作品内容 応募作品は、次の条件を満たしてください。

- ① 子ども向きのお弁当 ② 家庭や集団で利用できる
- ③ よくかんで味わえるメニュー ④ 1人分で600円前後の食材
- ⑤ 千葉県の農水産物を利用する ⑥ 手軽に作れる弁当メニュー

審査方法 ① 第1次審査

応募されたもののうち書類選考により10点を選出

② 最終審査及び表彰式

日時：12月7日(日) 午前10時～午後2時(予定)

会場：千葉県口腔保健センター

最終審査は当日実際の弁当を試食するなどにより審査する

応募先・問合せ

千葉県歯科衛生士会

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港32-17(千葉県口腔保健センター内)

☎043(241)9903 メール info@chiba-dha.or.jp



[ホームページ]

骨髄等移植ドナーへ助成金を交付します

問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800

村では、白血病などの血液疾患の治療に必要な骨髄・末梢血幹細胞(骨髄など)の提供者(ドナー)の増加や提供しやすい環境の推進を図るため、ドナー及びドナーが就業している事業所に助成金を交付します。

助成金額

【ドナーの人】骨髄など提供のための通院・入院1日につき 2万円(上限7日間)

【就業事業所】付与したドナー休暇(特別休暇)1日につき 1万円(上限7日間)

最終同意を行った後に提供が中止された人も対象になります。

助成条件、申請に必要な書類などの詳細は、村ホームページをご覧くださいか、健康推進課へお問い合わせください。



【村ホームページ】

各種手当の申請をお忘れなく

問 福祉課(福祉センター) ☎0475(32)6810

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障がいのある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給されます。

特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障がい者に支給されます。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅障がい児に支給されます。



すでに手当を受給している人へ

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人には、所得状況届の提出書類について個別に通知しますので忘れずに提出してください。

この届の提出がない場合は、その後の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

詳しくは、福祉課障がい者支援係までお問い合わせください。



ベビーケアルーム mamaro

授乳も おむつ替えも 離乳食だって

mamaro(ママロ)はママやパパ、赤ちゃん、
家族のみんながリラックスできる完全個室のベビーケアルームです。



をご利用ください

